

鶴岡市危険ブロック塀等除却促進事業について

市内の道路（建築基準法による道路）又は津波避難路に面する危険ブロック塀等を除却・改修する際は、補助金が受けられます

<事業概要>

市内の避難路等にて、歩行者の安全を確保するため、道路（建築基準法第 42 条に定義する道路）又は津波ハザードマップに表示されている避難経路に面した危険ブロック塀、石塀等を除却する際に、費用の一部を補助する制度です。

<補助対象>

ブロック塀の点検のチェックポイント（平成 30 年 6 月 21 日付け国住指第 1130 号国土交通省通知）による点検で、ブロック塀等の危険性が確認されたもの（裏面の国交省ブロック塀チェックポイント参照）で、道路からの高さが 1m（擁壁上の場合は 0.6m）以上あるもの。

<補助金額>

- 除却に要する工事費の3分の2
- 当該ブロック塀の見付面積に 1㎡当たり 8,000 円を乗じて算定した額
- 1 件当たり限度額 150,000 円

※ 上記のうちいずれか少ない額となります。

歩行者の安全のため、みなさんのご協力をお願い致します。

<補助金交付申請について>

交付申請をするときは、工事に着手する前に以下の書類を提出してください

- ◆ 補助金等交付申請書
 - ◆ 除却（改修）ブロック塀等の位置図、平面図、立面図（求積図）、工事前の写真
 - ◆ 除却（改修）に要する工事費の見積書の写し
 - ◆ 危険ブロック塀がある敷地の所有者が確認できる書類（固定資産税・都市計画税納税通知書の写し）
 - ◆ 納税調査承諾書
- となります。

○除却とは・・・ ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去することです。

○改修とは・・・ ブロック塀の一部を除却し、高さを前面道路から 60cm 以下にする工事をいいます。



お問い合わせ先：

鶴岡市 建設部 建築課 建築指導係

Tel 0235-35-1432（直通）

fax 0235-25-2131



ブロック塀補助 HP

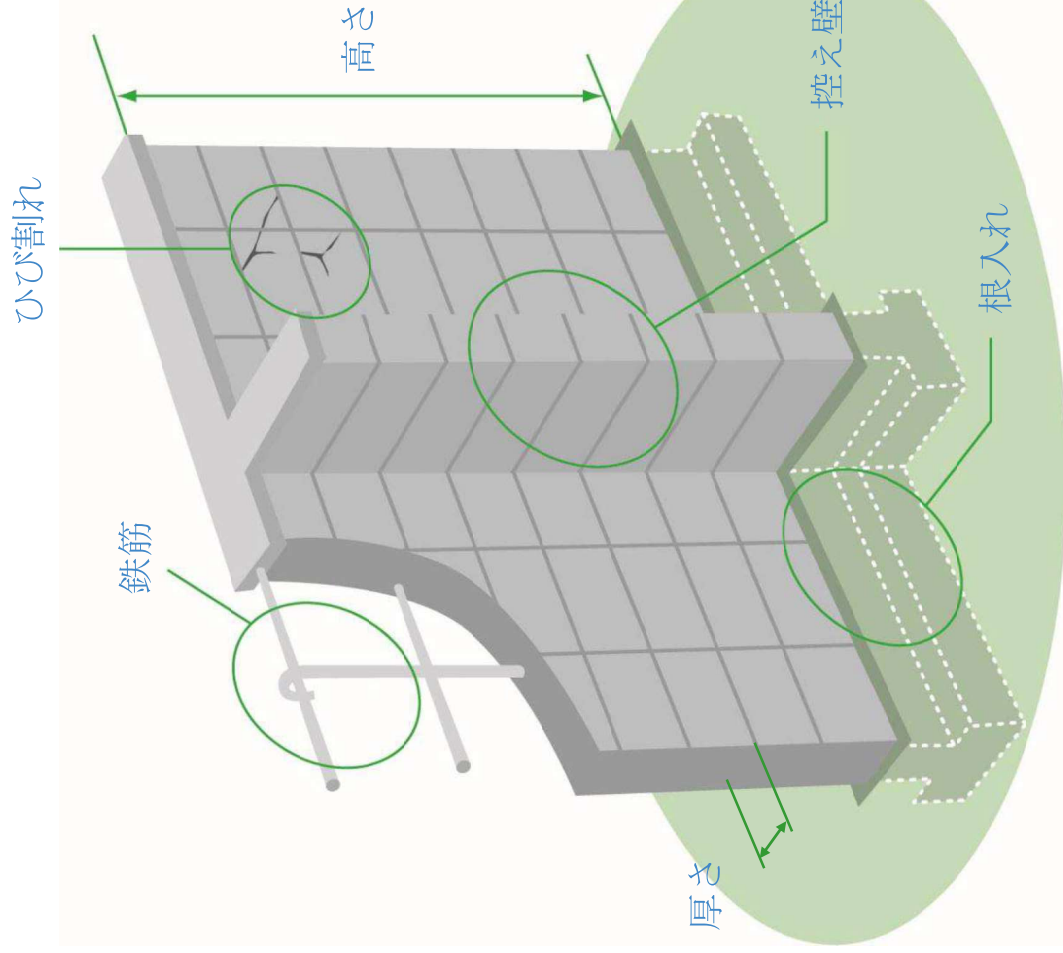
ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分らないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）



組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。